

議会改革検討委員会日程（第14回）

平成29年2月17日（金）

午後1時 601会議室

1 検討課題の協議

（1）特別委員会の設置

2 その他

大都市税財政制度調査特別委員会の設置について（案）

1 設 置

本市議会に、大都市税財政制度調査特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

名称は、H28.11.18 検討委員会で確認

⇒委員会条例

（特別委員会の設置）

第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 付議事件

委員会は、大都市の実態に適応する税財政制度の確立を目的として、①大都市における税財政制度の諸問題及び②国等への税財政要望行動に関する事項について調査研究を行う。

①大都市特有の税財政制度の諸問題に関して、参考人招致を活用した積極的な知識習得を行うなどの議会の主体的な調査研究を行う。

②これまで総務委員会において所管していた、指定都市議長会及び指定都市市長会の連名で行っている「国の施策及び予算に関する提案」（通称「白本」）及び「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」（通称「青本」）と「青本」に係る国等への要望行動に関する事項について調査研究。なお、委員会では、市の「国の予算編成に対する重点要請」及び「県の予算編成に対する要望」について、従前の総務委員会と同様に報告を受ける。

3 定 数

委員会の委員の定数は、13人とする。

定数については、H28.11.18検討委員会で総務委員会と同数とすることを確認（同委員会所管の案件を付議事件とするため）

⇒委員会条例

（特別委員会の設置）

第5条

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

大都市税財政制度調査特別委員会の設置について (正副委員長案)

1 設 置

本市議会に、大都市税財政制度調査特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

名称は、H28.11.18 検討委員会で確認

⇒委員会条例

（特別委員会の設置）

第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 付議事件

委員会は、大都市の実態に適応する税財政制度の確立を目的として、①大都市における税財政制度の諸問題及び②国等への税財政要望行動に関する事項について調査研究を行う。

①大都市特有の税財政制度の諸問題に関して、参考人招致を活用した積極的な知識習得を行うなどの議会の主体的な調査研究を行う。

②これまで総務委員会において所管していた、指定都市議長会及び指定都市市長会の連名で行っている「国の施策及び予算に関する提案」（通称「白本」）及び「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」（通称「青本」）と「青本」に係る国等への要望行動に関する事項について調査研究。なお、委員会では、市の「国の予算編成に対する重点要請」及び「県の予算編成に対する要望」について、従前の総務委員会と同様に報告を受ける。

3 定 数

委員会の委員の定数は、13人とする。

定数については、H28.11.18検討委員会で総務委員会と同数とすることを確認（同委員会所管の案件を付議事件とするため）

⇒委員会条例

（特別委員会の設置）

第5条

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

大都市税財政制度調査特別委員会実施要領 (正副委員長案)

1 委員会の委員の会派別人数は、総務委員会に準ずる。

会派構成については、H28.11.18の検討委員会で総務委員会と同じとすることを確認済である。(同委員会所管の案件を付議事件とするため)

2 正副委員長の互選は、年長委員による指名推選で行う。この場合において、年長委員は、委員長にあっては議長の所属する会派から、副委員長にあっては副議長の所属する会派からそれぞれ指名するものとする。

正副委員長は、常任委員会と同様に初回の委員会において、年長委員より指名推選で互選する。なお、試行的な設置であることから、委員長は議長会派、副委員長は副議長会派から、それぞれ選出するものとする。

3 議案、請願及び陳情は、付託しない。

委員会の付議事件は、大都市の税財政制度等の調査研究のため、議案、請願・陳情は、付託せず、これらの審査は行わないものとする。ただし、委員会発議による意見書、決議の提出は可能なため、意見書、決議に係る審査を行うことはできる。

⇒参考

地方自治法

(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会)

第109条

6 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

7 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。

会議規則

(議案の提出)

第 13 条

- 2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

議会運営の手引き

- 195 意見書、決議案等は、通常、所管の委員会の審査を経て発議される。ただし、所管の明らかでないもの、または委員会審査のいとまのないものは、議会運営委員会で、その取り扱いを協議する。

4 正副委員長は、通常、正副委員長会議には、出席しない。

「議会運営の手引き」では、予・決算審査特別委員会以外の特別委員会の正副委員長は、正副委員長会議の構成員となっているが、同会議は、通常、議案等の付託委員会等を協議していることから、議案等を付託しない本委員会の正副委員長は、同会議には、出席しないものとする。

⇒ 参考

議会運営の手引き

- 265 正副委員長会議は、正副議長及び各委員会（常任委員会、議会運営委員会及び予・決算審査特別委員会を除く特別委員会）の正副委員長をもって構成し、議長が主宰する。なお、文書による開催通知は省略する。
- 266 正副委員長会議は、委員会相互間の連絡、調整、議案及び請願、陳情の付託委員会等を協議する。

5 委員長は、指定都市の税財政関係特別委員長会議に出席し、委員は、指定都市の税財政関係特別委員会の党派別要望運動に係る懇談会に出席する。

指定都市の税財政関係特別委員会の対応については、第1回世話人会（平成27年4月20日）において、総務委員会とすることで確認さ

れたが、今後は、本委員会で対応するものとする。なお、世話人会の協議事項は議会運営委員会に引き継がれるため、本件については、議会運営委員会での確認が必要である。

⇒ 参考

議会運営の手引き

2 6 1 世話人会は、局長を進行役とし、おおむね次の事項を協議する。

(4) 委員会等について

(略)

エ 指定都市の税財政関係特別委員会について

(略)

2 6 2 世話会で協議された事項については、議会運営委員会、団長会議、正副委員長会議等に引き継がれるものとする。

6 委員会における説明員の出席は、総務企画局職員、財政局職員その他の付議事件に係る所管局職員とする。

ただし、副市長、行政委員等は出席しない。

本委員会の付議事件は、大都市の税財政制度等の調査研究のため、説明員は総務企画局及び財政局職員を中心とするが、税財政制度の調査研究は、部局横断的な側面があるため、その他の所管局職員への出席要求も可能とするもの。なお、副市長（市長を含む。）、行政委員等は、本委員会に出席しないものとする。

7 委員会が調査研究の結論若しくは^①一定の方向性を得たとき、又は議員の任期が満了するときは、報告書を作成し、委員長から議長に提出するものとする。

本委員会の委員長報告書は、付議事件に係る調査研究の結果等を報告書にとりまとめて、議長宛てに提出するものとする。なお、①の「一定の方向性を得たとき」とは、中間報告を想定している。

⇒ 参考

会議規則

（委員会報告書）

第 77 条 委員会が事件の審査又は調査を終ったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

8 この要領に定めるもののほか、^①委員会における^②発言、^③記録、^④傍聴、その他委員会の運営については、常任委員会の運営の例による。

なお、常任委員会の運営の例によることが適当でない事項であって、協議が必要なものは、議会運営委員会で協議する。

① 発言関係

委員会における発言は、常任委員会と同様に議題に対して自由に質疑できる。なお、本委員会の付議事件は、大都市の税財政制度等の調査研究であるため、議員相互間の討議が活発に行われることが期待される。

⇒ 参考

議会基本条例

（会議等の運営）

第 9 条 議会は、会議等の設置目的を達成するため、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、円滑かつ効率的な運営を推進するものとする。

会議規則

（委員の発言）

第 66 条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

② 記録関係

記録の作成は、常任委員会に準じて作成し、会議録調整前の記録等の取扱い等も常任委員会に準じるものとする。

⇒ 参考

議会運営の手引き

2 4 5 常任委員会及び議会運営委員会の記録については、次の要領により作成する。

(1) 記録の形態は、摘録とする。

(2) 記録の作成にあたっては、議案、請願、陳情等の審査経過及び所管事務の調査に係るもののうち、軽易なものを除き、詳細に記述する。ただし、資料をもってかえられるもの、または現地における説明は省略する。日程等の協議については、結果のみを記載する。

(3) 記録作成の方法は、会議を録音し、詳細記述部分については、書記または録音テープ及び録音ディスクの外部委託により作成する。

(4) 上記録音テープ及び録音ディスクは、記録作成後は消去することとし、テープ等の転写は行わない。

(5) 記録を作成した後、委員会条例第29条に基づき委員長が押印する。

2 4 6 決算審査特別委員会の分科会、予・決算審査特別委員会以外の特別委員会及び正副委員長会議の記録については、前要領を準用する。

③ 傍聴関係

常任委員会等と同様に、報道機関については、特別の場合を除き許可し、一般傍聴については、傍聴の申出があった場合に委員会の諮り許可する。

⇒ 参考

議会運営の手引き

2 7 6 傍聴証が交付されている報道機関（以下「報道機関」という。）については、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会、全員説明会、正副委員長会議及び議員総会の傍聴は、特別の場合を除き許可している。

2 7 7 報道機関については、傍聴席からの本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会、全員説明会、正副委員長会議及び議員総会の写真・映画等の撮影及び録音等は、特別の場合を除き許可している。

2 7 8 報道機関から議場内での写真・映画等の撮影及び録音等の申

し入れがあったときは、そのつど団長会議等で協議する。

279 委員会、決算審査特別委員会の分科会及び正副委員長会議の一般傍聴は、原則として許可している。

④ その他関係

委員会の招集（開催通知等）、欠席の届出（口頭による届出）、委員会における追加資料の取扱い、参考人招致、委員外議員の発言の取扱い、委員の派遣（他都市視察（宿泊を伴うものは除く。））等については、常任委員会の運営と同様とする。